

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 26 日

都道府県国民健康保険主管課
国民健康保険中央会

} 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医 療 費 適 正 化 対 策 推 進 室

都道府県国民健康保険団体連合会が提供する
特定健診等データ管理システムに係る保険者間引継ぎについて

厚生労働行政の推進について、日ごろより格段の御協力を賜り、御礼申し上げます。

先般、「40 歳未満の者に係る特定健康診査に相当する健康診査結果の記録の写しに関する保険者間の情報照会及び提供について」（令和 7 年 3 月 21 日付け事務連絡）において、40 歳未満の者に係る特定健康診査に相当する健康診査結果の記録の写し（以下「40 歳未満の者の健診データ」という。）については、医療保険各法等において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 1 項及び第 4 項並びに特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）第 13 条と同様の保険者間引継ぎに関する規定がないため、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 1 項に定める例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、加入者が加入していた保険者以外の保険者に 40 歳未満の者の健診データを提供することはできないこととされていますが、社会保険診療報酬支払基金の特定健診・保健指導システム又は都道府県国民健康保険団体連合会が提供する特定健診等データ管理システムにおいては、40 歳未満の者の健診データについて、あらかじめ本人の同意を得ていない場合であっても保険者間引継ぎが可能となっていたため、当該機能を停止するためのシステム改修を行う間の取扱いについてお示したところです。

今般、都道府県国民健康保険団体連合会が提供する特定健診等データ管理システムにおいて、40 歳以上の者に係る特定健康診査の記録の写し（以下「特定健診データ」という。）について保険者間引継ぎを要求した場合であっても、当該対象者に 40 歳未満の者の健診データが存在する場合には、特定健診データと併せて、保険者間引継ぎがされてしまう事象が確認されております。

つきましては、都道府県国民健康保険団体連合会が提供する特定健診等データ管理システムについては、上記事務連絡でお示した取扱いに加え、下記のとおり取り扱うとともに、本事務連絡の内容について御了知及び関係団体等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

都道府県国民健康保険団体連合会「特定健診等データ管理システム」

- ① 共同処理メニュー＞ファイルアップロード＞事業主健診結果アップロードにおいて、事業主健診結果取得要求ファイルをアップロードしない（事業主健診結果データ登録は可能。）。
- ② 共同処理メニュー＞オンライン資格確認等システム連携＞健診情報取得要求登録を行わない。

以上

【照会先】

保険局医療介護連携政策課

医療費適正化対策推進室 木下・倉永

(代表電話) 03-5253-1111

(直通電話) 03-3595-2164